平成２９年（フ）第１０８号
島根県雲南市吉田町吉田2561番地の内第１
債務者　吉原志津絵
１　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１５号
埼玉県深谷市上野台3179番地１　セゾン101―33号、旧住所埼玉県深谷市稲荷町３丁目２番13号　深谷ダイヤモンドマンション304号
債務者　塩原　由夏（旧姓儀間）
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３３４号
埼玉県深谷市小前田338番地２　龍馬Ｉ　Ａ102
債務者　佐藤　慶子
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３４号
長崎県佐世保市折橋町326番地94
破産者　別府しのぶ
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第６７３号
仙台市青葉区上杉５丁目３番70号　シダーハイツ105
破産者　米村　　勉
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７３９号
埼玉県川口市東領家３丁目７番６号　エウクラートン202号
破産者　尾板健一郎
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０６号
大阪府泉南郡岬町深日2750番地の１
破産者　ビューティーサロンピュアこと　下出和代
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４１９号
大阪府泉大津市東助松町１丁目９番23―304号、前住所大阪府和泉市肥子町２丁目９番１―103号
破産者　石垣　美佳
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
奈良県大和高田市北本町７番10号　サニーハウス本町302号
破産者　西川あすか
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２０２号
奈良県香芝市狐井660番地４　赤土ハイツ101号、前住所大阪府大東市寺川３丁目８番15号
破産者　船井　　治
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
岡山県美作市尾谷1156番地
破産者　水井　　昇
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第６４７号
札幌市豊平区美園７条３丁目３番13号Ｕ―ＢＯＸ208号
破産者　山本　邦子
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２４号
札幌市中央区南11条西17丁目２番15号　アセッツ旭ヶ丘601号、開始決定時の住所札幌市手稲区前田７条６丁目５番17号
破産者　佐藤　博之
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５３０号
北海道恵庭市駒場町１丁目５番３号
破産者　中田　治寿
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６０９号
札幌市北区屯田９条２丁目６番13―102号
破産者　中川　洋一
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１２号
岩手県岩手郡雫石町西安庭旭台94番地
破産者　丹内　清光
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１１３号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場53番地３
破産者　福田　初男
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３９４号
埼玉県川口市芝西１丁目２番６号
破産者　荒井　正人
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係